

第2章 環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会へ

きめ細かな普及啓発と環境にやさしい技術・製品の開発・利用を進めます。

環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換

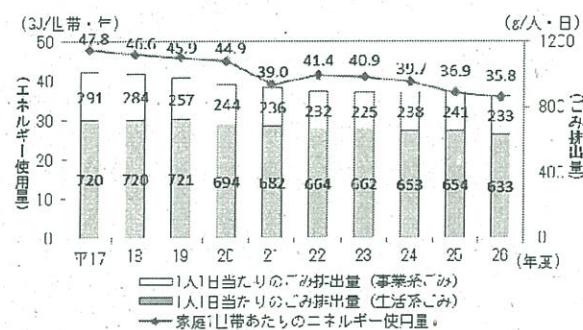
〈現況〉

社会・経済活動の拡大や質の向上により、日常生活や事業活動による地球環境への負荷が増大してきたことから、本県では、環境に配慮した生活様式等への転換を進めてきました。

県民の日常生活における環境配慮行動の状況について、平成28年度の県政世論調査によると、琵琶湖の清掃やヨシ刈り体験への参加、レジ袋をもらわないといった行動を行っていると回答した人が、全体の約7割に上っています。また、県内の協力店でレジ袋の無料配布を中止するなどの取組を進めてきた結果、買い物時のマイバッグ持参率は89.5%（平成29年（2017年）3月）まで向上しており、日常生活での身近な環境配慮行動については、多くの県民に実践されるようになりました。

さらに、家庭1世帯あたりのエネルギー使用量や県民1人あたりのごみ排出量はともに減少傾向にあることから、県民等の環境配慮行動の効果が一定現れていると考えられます（図表4）。

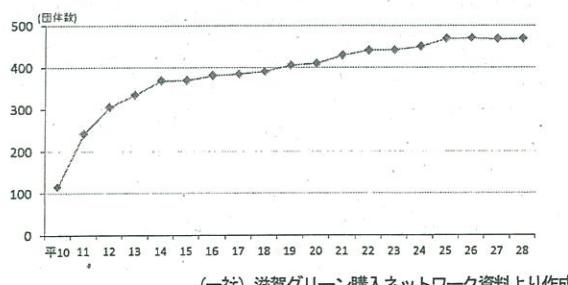
図表4 家庭1世帯あたりのエネルギー使用量、1人1日当たりごみ排出量



※平成24年から総人口（住民基本台帳人口）に外国人人口を含むこととなりましたが、上記の図表では平成23年度以前からの推移を示すため、外国人人口を含まない総人口で算出した「1人1日当たりごみ排出量」を示しています。外国人人口を含んだ総人口での値については、第7章をご覧ください。

また、事業活動における環境配慮行動としてグリーン購入の取組状況をみると、滋賀グリーン購入ネットワークの会員団体数はこれまで着実に増加し、他地域の団体と比べ大きな規模へと成長しましたが、近年は横ばいとなっています。（図表5）。

図表5 滋賀グリーン購入ネットワークの会員数



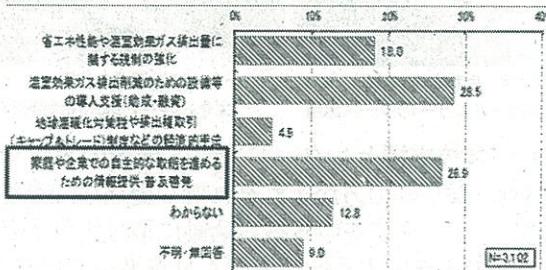
(一社) 滋賀グリーン購入ネットワーク資料より作成

〈課題および今後の取組〉

県民や事業者による身近な環境配慮行動は一定取り組まれるようになりましたが、社会全体で環境に配慮した生活様式・活動様式が定着することを目指し、さらに多くの主体に取組を促していく必要があります。

そのため、県民や事業者が様々な場面で環境配慮行動に取り組めるよう、各主体の状況に応じた、きめ細やかな情報提供や普及啓発を進めます（図表6）。

図表6 地球温暖化対策・低炭素社会づくりに有効な手段についての県民意向



出典：平成26年度県政世論調査

■環境意識や取組の段階に応じた切れ目のない普及啓発の実施

県民等の環境配慮行動は、環境意識や取組の度合いに段階があるため、各主体の段階に応じた普及啓発を切れ目なく行うことにより取組の全体的な底上げを図っていく必要があります。

環境配慮意識の低い人に対しては、まずは、本県の自然環境が持つ価値や魅力を知ってもらい、暮らしとの関わりを通して保全の重要性への理解を深めることから始め、そのうえで、行動のきっかけとなるような気軽に取り組める身近な環境配慮行動を提示していきます。一方で、既に行動している人に対しては、環境配慮の具体的な取組を増やしていく、環境家計簿などで自己チェックや改善ができるようにするなど、新たな段階の取組を提案していきます。

■実践と継続につながる効果的な情報の提供

環境配慮行動は、生活や事業活動の様々な場面で多様な取組が存在する一方、その一つひとつは小さな取組であることから、各主体ができる限り多くの取組を選択し、継続的に実施していくことが重要です。

そのため、それぞれの主体に応じた取組メニューを、県民等の実践意欲や継続意欲につながるようなかたちで効果的な情報提供を行い、環境配慮行動を広める必要があります。

例えば、現在県が取り組んでいる、家庭や事業者等を対象とした省エネ診断事業では、各受診者の現状および取組の実践によるCO₂削減量や経済的なメリットなどを数値により「見える化」し、具体的な取組メニューと一緒に提供しているように、県民が各取組の効果を理解しながら、自らが実践可能なものを選択することを支援します。

本県の環境関連技術の研究成果の活用による環境保全と経済発展の両立

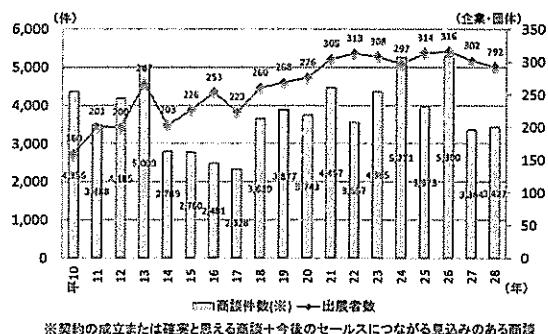
＜現況＞

本県では、琵琶湖等の環境保全に取り組みながら経済発展を遂げるため、製造業や農業をはじめとした産業界は高い環境意識のもと、早くから先駆的な環境保全対策を進め、環境保全のための優れた技術や経験が蓄積されてきました。

平成10年（1998年）より開催している環境産業見本市「びわ湖環境ビジネスメッセ」では、出展者数・商談件数とも堅調に推移するとともに、出展者・来場者の約半数が県外の企業等となっており、本県が環境ビジネスの一拠点へと成長したことがうかがえます（図表7）。

また、特に近年は新エネや省エネといったエネルギー関連分野や水環境ビジネス分野の出展企業が増えており、本県でも電池産業を中心としたエネルギー関連産業が集積している強みや、これまでの環境保全のノウハウ等を活かし、県内企業における低炭素化技術等の環境関連技術の開発促進を進めています。

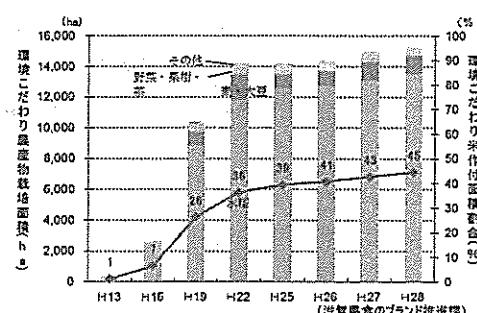
図表7 びわ湖環境ビジネスメッセの出展者数・商談件数



※契約の成立または確実と思える商談+今後のセールスにつながる見込みのある商談

一方、農業においては、農薬等の使用量を抑えるなど環境に配慮した生産を行う「環境こだわり農業」に取り組んでおり、農薬や化学肥料に代わる営農技術等の確立や、琵琶湖をはじめとする周辺環境への負荷をかけない栽培方法の普及を進めてきました。食の安全・安心に対する消費者ニーズの高まりとともに相まって、平成13年（2001年）の環境こだわり農産物認証制度の開始以来、取組が拡大しており、水稻においては作付面積の約4割が環境こだわり農産物として栽培されています。（図表8）

図表8 環境こだわり農産物の栽培面積、水稻における環境こだわり農産物栽培面積の割合



また、本取組により、化学合成農薬の使用量の削減や農業排水対策の取組が進むなど、営農活動における環境負荷が低減されています。

＜課題および今後の取組＞

本県の環境関連産業や環境こだわり農業は着実に広がりをみせており、さらに環境保全の視点を経済活動に埋め込むため、これら産業等のさらなる振興を図る必要があります。

そのため、関連技術や製品等の開発の促進および、製品等の利用促進といった生産と消費の両面での取組を進めます。

■環境配慮製品等への価値観の向上による利用促進

環境配慮製品や環境こだわり農産物、環境に配慮したサービスの利用促進には、製品等の市場化や流通・販売ルートの拡大を進めるとともに、環境配慮製品等に対する最終消費者の価値観の向上が重要と考えます。

環境こだわり農産物においては、継続的に購入する消費者の割合は増加傾向にあるものの、平成26年度の県政世論調査によると32%にとどまっています。また、環境こだわり農産物の生産にかかる労力やコストは、一般的な農産物に比べ大きいものの、それらを商品価格に十分転嫁できている状況にはありません。

このため、環境こだわり農産物が持つ食の安全・安心や環境保全といった付加価値を、食育や地産地消の取組等を通じて啓発し、環境配慮商品に対する消費者の理解を促すとともに、継続的な利用・購入に繋げます。

また、製造業等においては、県民や事業者に対するグリーン購入の普及拡大を引き続き図るとともに、環境配慮製品の製造といった低炭素社会づくりに貢献する事業活動に対する「貢献量評価」の普及を進め、環境に配慮した製品やサービスを提供する事業者の評価・選択に繋げます。

■環境保全技術・製品等の開発促進

本県には、エネルギー関連技術、浄化技術や環境測定技術など、これまでの環境保全対策にて培われた様々な環境関連技術があることから、これらの技術の活用や製品・サービスの創出、また、関連技術の開発や高度化を促進し、環境関連産業の振興を図ります。

例えば、水環境保全の分野においては、本県の企業等が有する水質保全の技術やノウハウ等を用いて国内外の水環境課題の解決を目指す「水環境ビジネス」の取組を進めます。

また、農業においては、病害虫や雑草の防除等にかかる生産者の労力・作業負担が環境こだわり農業の普及の障害のひとつとなっていることから、生産者が取り組みやすい農業技術の開発や防除技術の向上、それらの普及に取り組みます。

環境にやさしいライフスタイルの推進

○グリーン購入の推進

〈循環社会推進課〉

商品の購入やサービスの提供を受ける際に、必要性を十分考慮し、価格や品質だけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入する「グリーン購入」は、循環型社会の構築に重要な役割を担っています。

本県では、平成6年（1994年）から全国に先駆けてグリーン購入を率先して実行しています。また、平成14年（2002年）には「グリーン購入法」の施行を踏まえ「グリーン購入基本方針」を定めています。

さらに、一般社団法人滋賀グリーン購入ネットワークを支援するなど、県内のグリーン購入の普及促進に取り組んでいます。同法人の会員数は、企業385、行政21、団体58（平成29年8月1日現在）となっています。

○消費者教育の推進

〈県民活動生活課〉

消費者教育の推進に当たっては、消費者が習得した消費生活に関する知識を適切な行動に結びつけることができるよう、また、持続可能社会の実現のため、消費者が消費行動を通じて、より良い暮らし、より良い社会の形成に主体的に参画し、発展に寄与できるよう積極的に支援します。

特に、環境保全や、そのために行われる環境教育は、持続可能な消費の実践を目指す消費者教育との関わりが深いことから、これらと連携を図ることで消費者教育の効果を高めます。

日常生活や事業活動の中で、環境課題を「自分ごと」として捉え、環境に配慮した行動を自ら実践し、消費社会の一員としての自立した消費者が育まれるよう、消費者教育や環境学習などを通じて、環境に配慮した消費者行動の推進に努めます。

○「おいしが うれしが」キャンペーンの推進

〈食のブランド推進課〉

「おいしが うれしが」キャンペーンは、消費者の皆さんのが県産農畜水産物やその加工品を知り、消費する機会を増やすことによって、滋賀の食材や食文化の豊かさを実感いただく「地産地消」を推進する運動です。

食べた人が「おいしい！」と言えば、提供した人が「うれしい！」と応える。会話がはずみコミュニケーションが図れる滋賀らしい地産地消を進めています。

また、地産地消は、消費者に鮮度の良い食材を届けることができるのも魅力です。

平成29年（2017年）3月末現在のキャンペーン参加店舗数は1,567店舗です。各店舗での取組は、ホームページ（<http://shigaquo.jp/oishiga/>）で紹介していますので、県産農畜水産物の魅力をお楽しみください。

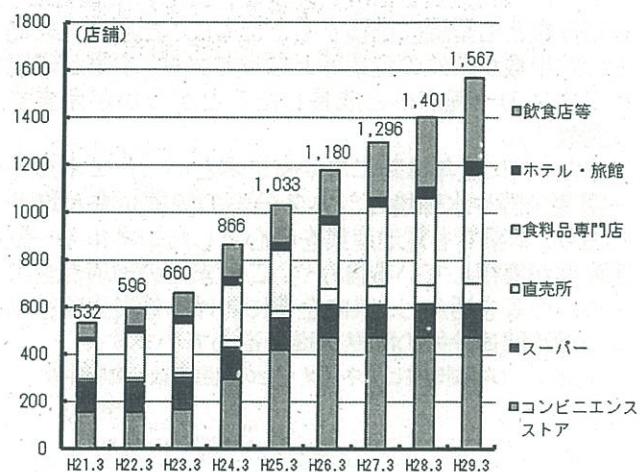
◆ロゴマーク

自然がおいしい、心がうれしい。



やっぱり地のものがええなあ

◆キャンペーン参加店舗数の推移



○食品ロスと買い物ごみ削減の推進

〈循環社会推進課〉

食べられるのに捨てられる食品、いわゆる食品ロスの削減に向けて、買い物や調理時の工夫や料理のべきりなどの普及啓発に取り組んでいます。

事業者、団体および行政で構成する「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」では、食品ロスの削減に取り組む飲食店・宿泊施設、食料品小売店を「三方よしフードエコ推奨店」として、店舗情報や取組内容を県ホームページ上で紹介しています。

また、買い物に伴って生じるごみの減量・資源化の推進にも取り組んでおり、一層のレジ袋の削減、マイバッグ等の利用を推進するため、「レジ袋削減の取組に関する協定」を締結しています。



環境にやさしい買い物キャンペーン

○淡海エコフォスター制度

〈循環社会推進課〉



道路や湖岸など公共的な場所の美化および保全のため、県民、事業者などが継続的にボランティアで清掃し、ごみの散乱を防止する目的で、平成12年度から始まった制度です。

平成29年(2017年)3月末現在、379団体が知事との、10団体が市町長との合意に基づき活動を行っています。なお、この名称は、エコ(環境)とフォスター(育成する)を結びつけ、「淡海」を冠したものです。

○省エネ・節電提案会、うちエコ診断の実施

〈温暖化対策課〉

家庭におけるCO₂排出削減を促進するため、節電対策に関する一般相談やパネル・実験器具を用いた啓発等を行う「省エネ・節電提案会」を県内各地で開催しています。この提案会等においては、うちエコ診断士が各家庭のエネルギー消費状況やCO₂排出状況を分析し、各家庭の状況に応じたきめ細かなCO₂削減対策を提案する、「うちエコ診断」を実施しており、平成28年度は150件診断しました。



うちエコ診断実施状況

○エコ交通の推進

〈交通戦略課〉

マイカー中心の交通体系から人にも環境にもやさしい公共交通機関利用へのシフトを図るため、鉄道やバスなどの公共交通機関と湖上交通や自転車・徒歩の組み合わせにより、自動車に乗らなくても県内を移動することができる交通体系「エコ交通」の環境整備を推進します。

地域の特色を活かした公共交通機関の利用促進として地域のイベントと連携した鉄道誘客や、公共交通機関を活用したモデルコースの情報発信、交通事業者と関係団体が連携して取り組むエコ交通啓発事業を支援しています。

■自転車利用促進

人にも環境にもやさしい自転車の利用を推進するため、官民で構成する協議会を設置し、自転車の魅力を高め、利用しやすい環境の検討を行うとともに、自転車の利用促進や安全利用の啓発、情報の発信などに取り組んでいます。

○にぎわいのまちづくり総合支援事業

〈中小企業支援課〉

地域コミュニティの核である商店街のにぎわいを創出する事業を補助し、持続可能でにぎわいと魅力あふれるまちづくりを進めています。地域課題の解決のために商店街等が取り組む、地産地消や自転車利用拡大につながる事業、低炭素社会実現に向けてのイベント等も支援しています。

○滋賀らしい環境こだわり住宅の普及促進

〈住宅課〉

環境問題の解決に向けて、住宅分野においても環境への負荷を低減する取組が求められています。

本県では、県産木材や地場産の素材などを使用した良質な木造軸組住宅を「滋賀らしい環境こだわり住宅」と位置づけ、平成19年(2007年)3月にその整備指針を公表するなどして普及に取り組んでいます。平成20年(2008年)12月には、「滋賀らしい環境こだわり住宅」のつくり手となる設計者、施工者、木材供給者で構成されるネットワークグループの登録制度がスタートし、平成29年(2017年)6月末現在8グループが登録されています。

この登録制度を実施している「湖国すまい・まちづくり推進協議会」では、環境こだわり住宅や登録グループに関する情報をホームページで紹介するなど、県民の皆さんへの普及に努めています。

環境と調和する経済活動の推進

○戦略的環境ビジネス育成の推進 <モノづくり振興課>

産学官金の関係機関からなる「滋賀県環境産業創造会議」を司令塔に位置づけ、新エネルギー・省エネルギーや水環境ビジネスなど成長分野への中小企業の参入を支援し、本県のエネルギー・環境関連産業の基盤をさらに強固にすることを目指します。

また、環境関連ものづくり企業が集積する本県の強みを活かし、本県企業の優れた製品・技術を発信し販路開拓を支援します。

○琵琶湖の保全の取組を生かしたビジネス展開

<商工政策課>

本県は、琵琶湖という大きな閉鎖性水域の保全に取り組みながら、経済発展を遂げてきた地域です。その中で産学官民に蓄積してきた琵琶湖保全の技術・ノウハウを生かして、水環境ビジネスを推進するために、平成25年3月に「しが水環境ビジネス推進フォーラム」(平成29年7月現在 157企業・団体が参画)を設立しました。

このフォーラムを通じて、水環境ビジネスに関する情報の発信や国内外に向けたPR、企業同士のマッチングの機会の提供などにより、ビジネスプロジェクトの創出・展開を図っています。

また、プロジェクトの一つであるJICA草の根技術協力事業「観光島カットバの水環境改善に向けた協働体制づくりの協力支援」では、平成27年より、企業、大学、行政等が連携しながら、ベトナムの行政機関職員等の受入研修や現地での技術指導を実施しました(平成28年度末終了)。

こうした取組やネットワークを足がかりとして、水環境関連の企業や研究機関、技術や情報等が一層集積した、自立的に水環境ビジネスが推進される「滋賀ウォーターバレー」を目指しています。



セミナーの開催



ベトナムでの水環境改善プロジェクト

○びわ湖環境ビジネスメッセの開催

<モノづくり振興課>

びわ湖環境ビジネスメッセは、「環境と経済の両立」を基本理念に掲げ、持続可能な経済社会を目指し、環境産業の育成振興を図るため、環境に調和した最新の製品・技術・サービスなどを一堂に展示する環境産業総合見本市です。20回目の記念開催となる平成29年度は、10月18日から20日まで長浜バイオ大学ドームで開催しました。



○低炭素社会づくりへの製品等を通じた貢献量

評価の推進

<温暖化対策課>

事業活動における自社の温室効果ガス排出削減に加えて、製品の使用やサービスの使用段階での省エネなど他者の温室効果ガス排出削減に貢献する事業活動(貢献取組)も定量的に算定し、評価することによって、低炭素社会に貢献する製品やサービスの開発や普及の拡大を進めています。

「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」に基づく事業者行動計画書において、平成28年度に提出された報告書全体のうち144件に貢献取組の記載がありました。そのうち年間の数値に換算することが可能な19件についての貢献量(県内の事業所が、県外の温室効果ガス排出量の削減に貢献した量)を試算(※)すると、およそ272万t-CO₂、県域の温室効果ガス排出量の約20%に相当する値となりました。

平成30年度からは、CO₂削減に貢献する優良な製品やサービス等を「しが発低炭素ブランド」として認定し情報発信を行うことで、滋賀県発の貢献を生み出す優れた製品等の社会への普及を後押ししていきます。※あくまで換算可能な取組のみの貢献量であり、本県の産業全体に拡大推計したものではありません。

※報告書記載の貢献量について、重複算定をしないよう一定の条件のもと算定したものであり、結果は実態と比較して過大評価・過小評価のどちらの可能性もありうるものです。



○滋賀エコ・エコノミー推進事業

<温暖化対策課>

環境と経済が両立した環境成長経済の実現に向けて、本県経済界と本県が協働して、平成19年度より「滋賀エコ・エコノミープロジェクト」に取り組んできました。

このプロジェクトでは、県内企業等からの資金の任意拠出により「しが炭素基金」(最終196者(社)が拠出)を創設し、低炭素社会を形成していく事業を促進してきました。「しが炭素基金」による取組は、平成26年4月に公益財団法人淡海環境保全財団へ引き継がれ、滋賀エコ・エコノミー推進事業として、同財

団が中心となり取り組んでいます。

平成28年度は、セミナーの開催や温室効果ガス排出削減に貢献する製品・サービスを生み出す事業活動を行った3事業所に対して滋賀県低炭素社会づくり賞（低炭素化事業部門）の表彰を行うとともに、事業所等への出前講座を実施しました。

＜平成28年度受賞事業所＞（※50音順）

- ・株式会社井之商（大津市）
- ・北村工務店匠堂（米原市）
- ・株式会社ひらつか建築（多賀町）
- ・山室木材工業株式会社（米原市）

○マザーレイク滋賀応援寄附の促進

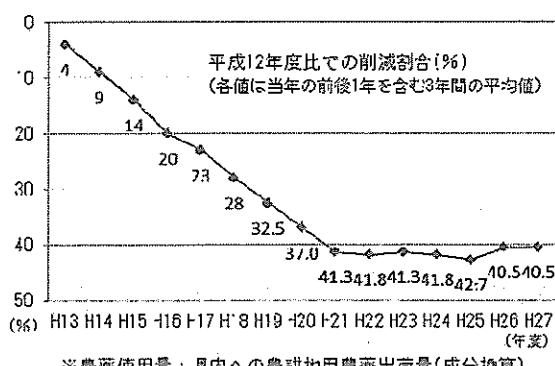
琵琶湖を愛する方や滋賀の歴史・文化に魅力を感じる方、ふるさと「滋賀県」を応援したい方の思いに応えるため、「マザーレイク滋賀応援寄附条例」を制定し、寄附の促進に努めています。いただいた寄附は、琵琶湖の環境保全や歴史的文化的資産の保存などに活用しています。

○環境こだわり農業の推進

■環境こだわり農業の普及拡大

平成15年（2003年）に「滋賀県環境こだわり農業推進条例」を定め、平成16年度からは、県や国の支援制度により、環境こだわり農業に取り組む農業者に経済的支援を行ってきました。

平成28年度には、環境こだわり農産物栽培面積は15,550haに達し、このうち水稻では作付面積の45%で取り組まれるまで拡大しました。面積の拡大に伴い、県内の化学合成農薬の使用量は平成12年と比べ、約4割減少しています。



■流域みんなで支える環境こだわり農業

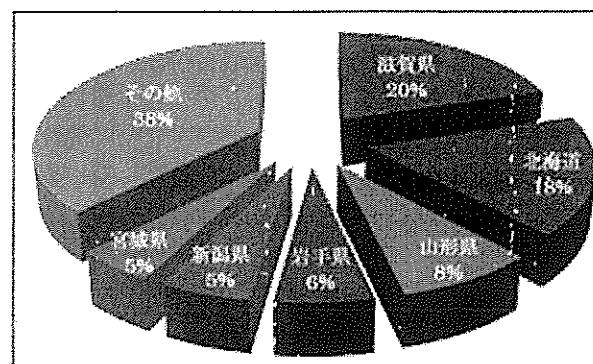
環境こだわり農業の一層の拡大のためには、環境こだわり農産物が広く利用・購入される必要があります。

消費者に積極的に環境こだわり農産物を選んで買っていただくために、「食べることで、びわ湖を守る。」を合言葉に、農業者の琵琶湖に対する思いを込めたポスター、リーフレットを作成し、量販店や直売所等で掲示いただくななど普及啓発を進めています。

さらに、県内のみならず、琵琶湖・淀川流域の消費者の理解促進と利用拡大を図るために、京阪神に向けたPRを行っています。

■「日本一」の取組面積

これまでの取組の結果、環境保全型農業直接支払の取組面積は全国の20%を占め、5年連続で全国1位です。



○みずすまし構想の推進

「みずすまし構想」は、住民参加を基本とした農村地域の水質および生態系・景観の保全を目的としています。この構想の実現に向けて、環境に配慮した施設整備や水質汚濁負荷削減などの、各地域で策定した行動計画に基づいた活動を支援しています。



○農村地域住民活動支援事業

豊かな田園空間や農村地域のコミュニティ機能を維持するためには、非農家を含めた農村地域住民と行政などとのパートナーシップによる農村環境保全活動の推進が必要です。

そのため、活動に取り組む地域リーダーの育成、活動組織等への専門家の紹介、情報発信などを行っています。

湖国の景観・文化遺産の保全

○風景条例に基づく景観施策

〈都市計画課〉

本県は、昭和 59 年に琵琶湖周辺のひろがりとつながりのある風景を守り育てるため「風景条例」を制定し、琵琶湖景観形成地域等の景観重要区域の指定や、区域内における建築物の景観規制、住民による風景づくりのための近隣景観形成協定制度を定めました。平成 16 年に「景観法」が制定され、現在は県内全 13 市が法に基づく景観行政団体となり、県の施策に加え、各々特色ある地域景観の形成に取り組んでいます。

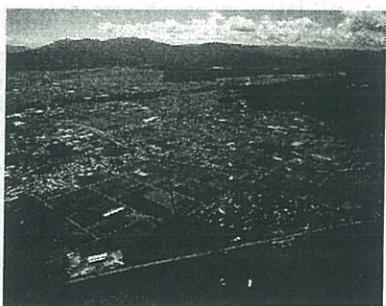
また県内の景観行政団体が連携した取り組みを行うため「滋賀県景観行政団体協議会」を設立し、琵琶湖の眺望景観や歴史的街道の景観形成に対する取り組みを進めています。

○文化的景観の保護と活用

〈教育委員会文化財保護課〉

滋賀県には人々の営みと琵琶湖の織りなす美しい景観が今まで残っています。このような景観は「文化的景観」と呼ばれるもので、その中で特に優れたものは、国が「重要文化的景観」として選定しています。本県では、「近江八幡の水郷」、「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」、「高島市針江・霜降の水辺景観」、「東草野の山村景観」、「菅浦の湖岸集落景観」、「大溝の水辺景観」が選ばれました。

また、県では「琵琶湖と水が織りなす文化的景観所在確認調査報告書」(平成 23 年 3 月)を作成し、こうした文化的景観を文化財として保護し、活用する取り組みを進めています。



重要文化的景観 高島市針江・霜降の水辺景観
(高島市教育委員会提供)

- ◆県指定(選定)文化財の件数(平成 29 年 3 月現在) 419 件
- ◆登録有形文化財の件数(平成 29 年 3 月現在) 380 件

○田園地帯の景観の形成

〈農村振興課〉

田園地帯においては、農業が営まれることにより、田畠の作物と家並み、その周辺の水辺や里山が一体となった美しい田園景観を形成しています。しかし、過疎化や高齢化により集落機能が低下し、こうした田園景観の維持が困難となるケースが散見されています。

一方で、県民の健康志向や環境意識の高まりは、「ゆとり」や「やすらぎ」を求める生活スタイルへと変化し、田園地帯の豊かな自然や美しい景観、伝統、文化などの魅力が再評価されつつあります。

県では県内農地の約 7 割で取組まれている「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」の中で、草刈や景観形成植物の植栽など、空間的広がりを持った田園地帯の景観形成に対する活動を支援しています。



芝桜の植栽(長浜市木之本町杉野)

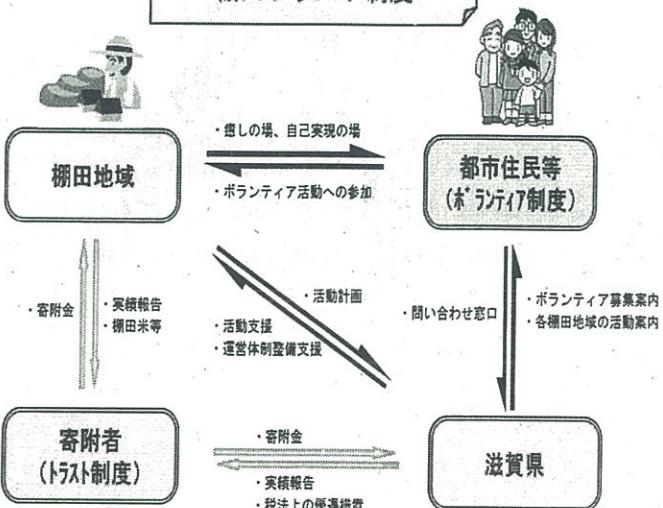
○棚田保全ネットワーク推進事業

〈農村振興課〉

棚田は、農業生産活動を通じて、県土の保全や水源かん養、農村景観や伝統文化の保全などの多面的な機能を発揮しています。しかし、過疎・高齢化や農家の減少、獣害の頻発などにより、耕作されない棚田が年々増えているため、平成 16 年度より、「棚田ボランティア制度」を導入し、地域住民と都市住民とが協働で行う保全活動を支援しています。

現在は、県内 9 地区でボランティアを受け入れての保全活動が実施されており、平成 28 年度は延べ 331 人のボランティアの参加がありました。さらに、平成 21 年度より「棚田トラスト制度」を導入し、活動を応援してくださる企業や個人などから寄附金を募り、活動組織の安定化に向けた支援を行っています。

棚田ボランティア制度 棚田トラスト制度



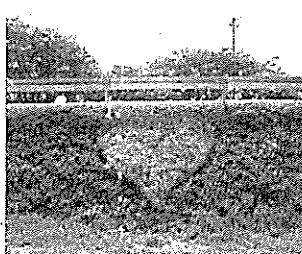
○沿道景観の創造

〈道路課〉

道路は、生活に密着した社会基盤（空間）で、良好な生活環境を創造する上で、大切な役割を担っており、美しい景観を構成する重要な要素の一つです。

このため、まちづくり計画と整合を図りながら、道路緑化や電線類の地中化など、親しみとうるおいのある道づくりを沿道住民の皆さんとともに進めています。

また、道路植栽の維持管理についても、地域住民や企業と連携して取り組み、道路への愛着心を醸しながら、沿道景観づくりを推進しています。



道路愛護活動事業(長浜市)



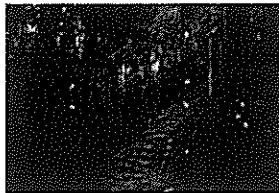
○ふるさと文化財の森

〈教育委員会文化財保護課〉

国宝や重要文化財などの文化財建造物を修理し、後世に伝えていくためには、木材や檜皮、茅、葭、漆などの資材の確保とこれに関する技能者の育成が必要です。文化庁は、修理に必要な資材の供給地および研修地を「ふるさと文化財の森」として平成18年度から設定しています。

本県では、平成28年(2016年)3月18日に東近江市所在の「瓦屋禅寺境内林」が県内で3箇所目の「ふるさと文化財の森」として設定されました。

この度の設定地は、県内初の檜皮葺屋根の材料供給地となります。今後文化財建造物の保存のために必要な檜皮の安定的な確保とともに、これらの資材に関する普及啓発活動の展開が期待されます。



瓦屋禅寺境内林



檜皮採取の様子

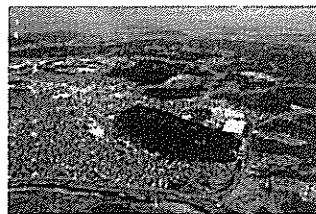
○歴史的文化遺産

〈教育委員会文化財保護課〉

本県は、奈良や京都といった古くからの政治や経済、文化の中心地に近く、また交通の要衝としても重要な地域でした。そのため寺院・神社や民家等の建築物、仏像や絵画等の美術工芸品、民具

や祭礼等の民俗文化財、遺跡や庭園等の史跡名勝天然記念物、文化的景観などの優れた文化財が数多く残されています。

県では、「滋賀県文化財保護条例」に基づき、これらの文化財調査・指定（選択）・保存修理・公開・教育普及などに取り組んでいます。



史跡 水口岡山城跡（甲賀市教育委員会提供）

第3章 琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承

「生態系の保全・再生」と 「暮らしと湖の関わりの再生」を進めます。

＜現況＞

高度経済成長期以降、地域開発等を通じて得た安全・安心や便利さと引き換えに、私たちと水の距離は広がり、琵琶湖と人とのつながりは希薄なものとなりました。その結果、私たちは身近な生態系の変化にも気づくことが難しい状況にあると考えられます。

琵琶湖に関する事象やその評価の視点は様々ですが、その一つの見方として、近年の琵琶湖と暮らしに関する状態や傾向を、「湖内」・「湖辺域」・「集水域・暮らし」の観点から整理すると、本県がこれまで進めてきた下水道の整備や、工場・事業場の排水規制等の汚濁負荷削減対策により、琵琶湖や河川の水質等の状況は改善傾向が見られる一方、在来魚介類の漁獲量の減少や希少野生動物種数の増加などの現状があります。その原因として、外来魚の増加や生息環境の悪化などの直接的な影響のほか、栄養塩バランスやプランクトンの種組成の変化といった琵琶湖の生態系のバランスの変化が食物連鎖を通じて生きものに影響を与えている可能性などが考えられますが、明らかとはなっていません。

また、私たちの暮らしにおいても、例えば第一次産業の従事者数が減少傾向にあるように、自然と関わりながら生きる暮らしぶりが少なくなりつつあります。(図表9、図表10)。

＜課題および今後の取組＞

本県では、健全な琵琶湖を次世代に引き継ぐための指針である「琵琶湖総合保全整備計画(マザーレイク21計画)」を策定し、「活力ある営みの中で、琵琶湖と人とが共生する姿」をるべき姿として、水質保全、水源かん養、自然的環境・景観保全等の取組を進めてきました。第2期計画期間からは、「琵琶湖流域生態系の保全・再生」と「暮らしと湖の関わりの再生」の2つの視点から取組を進めています。

○琵琶湖流域生態系の保全・再生への取組

□「琵琶湖のゆりかご」としての南湖再生

南湖では、近年、夏になると湖底の約9割を水草が覆う状況にあります。水草帯は、魚類等の産卵や発育・生育の場等として重要ですが、大量に繁茂すると、潮流の停滞による水質悪化や底層の低酸素化、湖底の泥化など、從来の自然環境や生態系に大きな影響を与えると考えられます。こうした水草の大量繁茂や在来魚介類の減少など、南湖の生態系に歪みを示す現象が続いている。

南湖は、「琵琶湖のゆりかご」と呼ばれているよう、様々な魚の産卵・生育に適しており、琵琶湖全体の生態系にとって貴重な水域です。このため、南湖の自然環境等の重点的な保全・再生に取り組むことが必要です。

図表9 琵琶湖と暮らしに関する状態・傾向

分類	指標(カテゴリー)	状態			傾向			
		よい	悪くはない	悪い	評価できない	改善している	変わらない	変化している
湖内	琵琶湖の水質		■			➡		
	琵琶湖の植物プランクトン		■					➡
	琵琶湖漁業の漁獲量(魚類等)		■				➡	
	琵琶湖の底質	北湖			■	➡	➡	
湖辺域	琵琶湖の水草(主に沈水植物)	南湖			■		➡	
	琵琶湖のヨシ	北湖		■		➡		
	琵琶湖漁業の漁獲量(貝類)	南湖		■		➡		
	希少野生生物種			■		➡		
集水域・暮らし	河川の水質		■			➡		
	一次産業(就業者数・生産額)		■		■	➡	↑	
	環境と調和した農業		■			➡		
	森林の状況		■				➡	

「State - 状態 -」の評価

- GOOD(良い)：目標を達成している様、よい状態にあることを示す
- OK(可): 慢々と向かっており、目標に向かってあることを示す
- POOR(悪い)：目標達成には遠く、悪い状態にあることを示す
- UNDETERMINED(未定)：目標でないか、見方により良い・悪い等の認識で評価ができないことを示す

「Trend - 傾向 -」の評価

- ➡：改善傾向(目標に向かって)：目標に向かってあることを示す
- ➡：悪化傾向(目標から離れて)：目標から離れてあることを示す
- ↑：増加傾向(目標から離れて)：目標から離れてあることを示す
- ↓：減少傾向(目標に向かって)：目標に向かってあることを示す

出典：びわ湖と暮らし 2017(マザーレイクフォーラム「びわコミ会議」資料)

図表10 琵琶湖と暮らしに関する主な事象

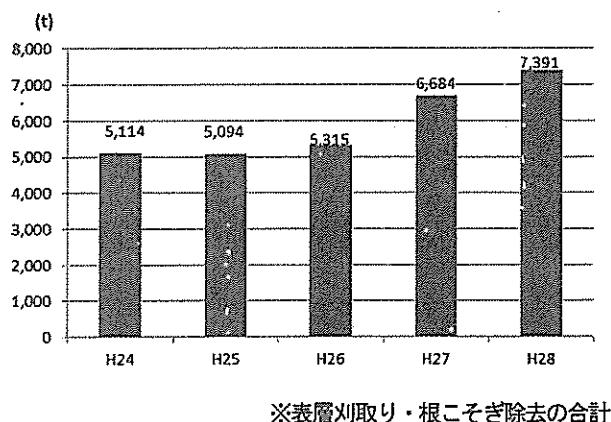
湖内	・全窒素・全リンなどの栄養塩類の濃度は減少傾向にあり、富栄養化の進行は引き続き抑制されています。
	・プランクトンの異常発生である淡水赤潮、アオコについては、平成28年度は赤潮の発生はありませんでしたが、アオコは13水域で44日発生しました。
	・フナ、セタジミ、ホンモロコ等、琵琶湖の魚介類の漁獲量は減少しています。
	・オオクチバスやブルーギルなどの外来魚は、駆除やリリース禁止などの取組により、推定生息量が減少傾向にありますが、この2年の推計値では増加しています。
湖辺域	・水草について、南湖の望ましい繁茂の状態とされている1930～1950年代の面積の面積に近づけたため、繁茂状況をモニタリングしながら、表層刈取りや根こそぎ除去を実施しています。
	・オオバナミズキンバイ等の外来水生植物の生育面積が拡大しており、各種対策により繁茂を抑制しています。
	・ヨシ群落の面積は、平成28年度は184haにまで回復しました。
	・河川の環境基準の達成率(BODの環境基準を達成した河川数÷全24河川)は平成28年度に100%となっています。
集水域・暮らし	・環境こだわり農業による農作物栽培面積は、平成28年度に15,550haまで増え、化学合成農薬使用量も減少しています。
	・農業就業人口は、担い手への農地集積が進み、年々減少しています。
	・林業従事者数は、年々減少しているものの、県民の主体的な参画により水源林の保全を支えていく形態が増加しています。
	・漁業就業者数は、昭和50年代以降、大きく減少しています。

本県では、南湖の望ましい水草繁茂の状態とされている1930～1950年代の20～30 km²程度（南湖の面積：52.5 km²）の面積に近づけるため、繁茂状況をモニタリングしながら、表層刈取りや根こそぎ除去を実施しています（図表11）。また、刈取った水草を堆肥化し、かつてのように農地で有効利用することにより、資源の循環利用を推進するとともに暮らしと湖のつながりの再生にも取り組んでいます。

さらに、水草の大量繁茂により、固有種のホンモロコ等の移動が阻害されていることから、南湖の産卵繁殖場から北湖まで連続した水草刈取りによる移動経路の確保と種苗放流を実施し、漁場の再生を図っています。

水草対策のみならず、外来魚（ブルーギル・ブラックバス等）や外来植物（オオバナミズキンバイ等）の駆除、砂浜やヨシ帯等の自然湖岸の保全・再生、湖底環境の改善など、総合的な対策により、湖辺域の環境を回復し、ホンモロコやセタシジミなどの在来魚介類でにぎわうかつての南湖を取り戻すことを目指します。

図表11 琵琶湖の刈取り除去量



□「在来魚介類のにぎわい復活」に向けた連携による取組の展開

琵琶湖で生じている生態系の歪みを是正し、かつての魚たちのにぎわいを復活させるためには、琵琶湖で今起こっている現象や多種多様に絡み合う要因について正確に把握し、関係機関が主体的に有効な対策を取ることが必要です。

本県では、県の行政部局と試験研究機関で構成する「琵琶湖環境研究推進機構」を設置し、環境や水産など分野横断による総合的な視野に基づく課題

解決を図ることとしており、現在、喫緊の課題である「在来魚介類のにぎわい復活」に向けた研究に取り組んでいます。この研究では、在来魚介類の生息環境の再生を図るために、「水系のつながり」の視点で、森・川・里・湖における変化とその影響を調査するとともに、餌環境の再生を図るために、「生物のつながり」の視点でリンなどの水質と、植物プランクトン、動物プランクトン、魚介類の相互関係の解明を進めています。

また、行政と事業者で「魚たちのにぎわいを協働で復活させるプロジェクト」チームを設置し、琵琶湖で生じた主要な事象や課題について関係者間で情報を共有するとともに、事象間の関連性について検討を行い、その知見を各機関の取組に活かしています（図表12）。

○暮らしと湖の関わりの再生への取組

生態系の保全・再生のためには、人々の暮らしや産業活動において、琵琶湖をはじめ身近な水環境への関心や理解を深め、環境への負荷を最小限に抑える取組を継続して進めることが重要です。

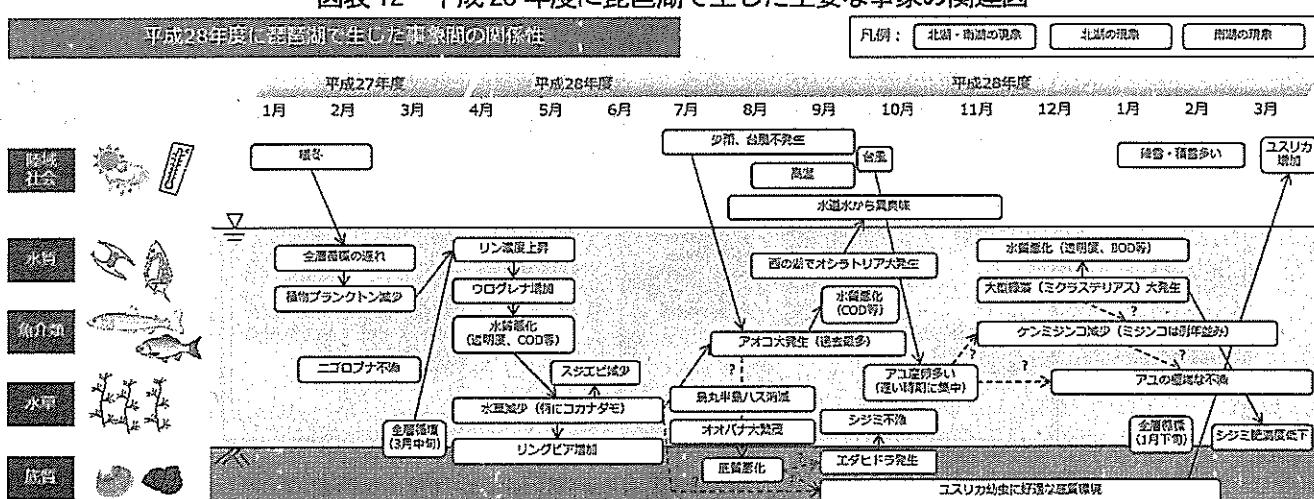
特に、第一次産業は、自然環境に対する直接的な働きかけが生産活動の基本であるため、琵琶湖とその集水域の環境に影響を与えやすいと考えられます。そのため、農林水産業をはじめとする様々な生業（なりわい）が、琵琶湖流域の環境と調和する形で活性化することを目指し、県産の農林水産物の利用促進などの各種取組を進めています。

また、環境美化、ヨシ群落保全、外来動植物の駆除等の地域活動・ボランティア活動を支援する仕組みづくりや環境学習等、琵琶湖流域との関わりを生み出すための様々な機会の充実を図ります。

さらには、琵琶湖に対する理解を深めるとともに、琵琶湖の保全に主体的に参画する機運を高めるため、マザーレイク21計画の進行管理を、県民、NPO、事業者など多様な主体との協働により進めてきました。

そうした取組の一つとして、活動分野を超えて交流しながら、琵琶湖の現状や施策の方向性について話し合うマザーレイクフォーラム「びわコミ会議」を開催し、琵琶湖の保全再生に向けて、さらに多くの個人や団体が関わり、新たな活動の展開につながるよう参加者の拡大に取り組んでいます。

図表12 平成28年度に琵琶湖で生じた主要な事象の関連図



※この模式図は、琵琶湖の状況について関係者の意見等を整理したものであり、各事象の関連性について科学的に実証されたものではありません。

琵琶湖総合保全整備計画(マザーレイク21計画)

〈琵琶湖保全再生課〉

琵琶湖総合保全整備計画(マザーレイク21計画)は、「2050年頃の琵琶湖のあるべき姿」を念頭に置き、健全な琵琶湖を次世代に引き継ぐための指針であり、平成23年10月に第2期計画として改定しました。

第2期では、琵琶湖と人の共生に向け、「思いをつなぎ、命をつなぐ。母なる湖のもとに」のサブタイトルが示すとおり、さまざまな「つながり」がキーワードとなっています。

○計画の目指すもの

- ◆基本理念：琵琶湖と人の共生
- ◆あるべき姿：活力ある営みの中で、琵琶湖と人とが共生する姿
- ◆基本方針：①共感 ②共存 ③共有
- ◆計画期間：平成11年度～平成32年

(第1期：平成11年度～平成22年度 第2期：平成23年度～平成32年度)

○第2期計画期間の2本の柱

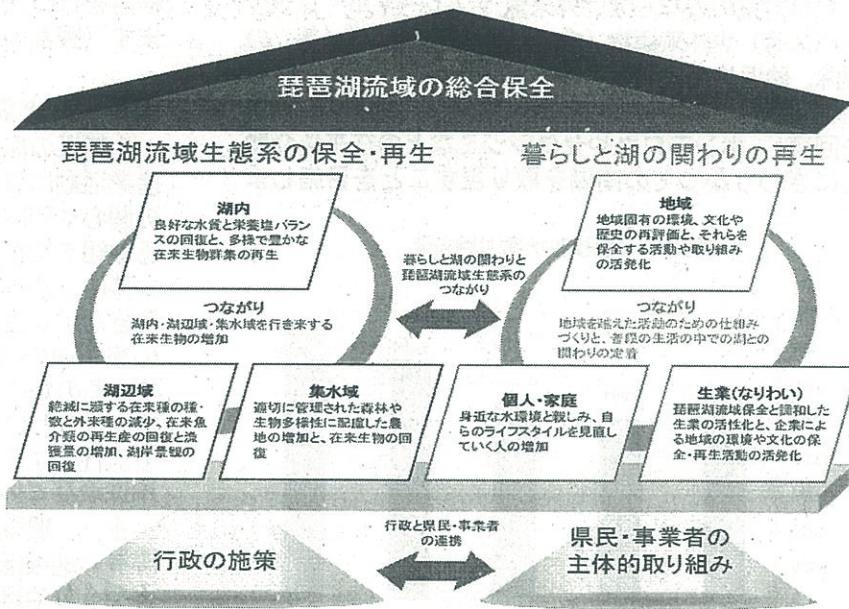
第2期では、新たな取組の方向性として「琵琶湖流域生態系の保全・再生」と「暮らしと湖の関わりの再生」を計画の柱に据えました。

「琵琶湖流域生態系の保全・再生」では、琵琶湖流域を「湖内」「湖辺域」「集水域」の3つの場に区分し、それらの「つながり」とともに目標と指標を設定して取り組みます。

「暮らしと湖の関わりの再生」では、「個人・家庭」「生業」「地域」の3つの段階に分け、それらの「つながり」とともに目標と指標を設定して取り組みます。

○2種類の指標による複層的な評価

環境や社会の状態を表す「アウトカム指標」と施策の進捗状況を表す「アウトプット指標」を設定し、これらを用いて、目標の達成の度合いを複層的に捉え、計画の進行管理を行っています。このうちアウトカム指標に着目し、「いま、琵琶湖とそれを取り巻く私たちの暮らしはどうな状態にあるのか?これまでどのような経緯をたどってきたのか?」を端的に理解するための資料として、レポート「びわ湖と暮らし2017指標で見る過去と現在(State of the Lake Biwa and Our Life)」を作成しました。



第2期計画期間における新たな取組の方向性



○段階的な計画目標

